

国民健康保険加入・脱退の手続について

【加入・脱退共通に必要なもの】

- ・世帯主および加入者若しくは脱退者のマイナンバーカードまたは通知カード
 - ・窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)と印鑑(スタンプ印以外のもの)
- ※別世帯の方が手続する場合は、委任状が必要です。

【加入するとき】

こんなとき	手続に必要なもの
職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書(職場の健康保険をやめたことが分かる証明書)
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	資格喪失証明書(扶養からはずれたことが分かる証明書)
利府町に転入したとき	転出証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

【脱退するとき】

こんなとき	手続に必要なもの
職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険証、利府町の国民健康保険証
職場の健康保険の扶養になったとき	
利府町から転出するとき	利府町の国民健康保険証
生活保護を受けるとき	保護決定通知書、利府町の国民健康保険証

修学のために転出をする場合には、別途手続が必要です。出生、転居、世帯が分離または合併したときなどにも、届出が必要です。

国民健康保険「修学のための特例」手続について

大学等に修学のため他の市区町村に住所を異動する場合、手続をすることによって、特例により引き続き親元の国民健康保険に加入することができます。

卒業などにより学生でなくなった場合や他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続が必要です。

手続に必要なもの

【修学のための特例の手続の場合】

在学証明書(令和3年4月1日以降に発行されるもの)

【国民健康保険脱退の手続の場合】

社会保険等の新しい健康保険証

【共通に必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(スタンプ印以外)
- ・世帯主と該当者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・窓口到手続に来る方の本人確認書類(運転免許証等)



国民年金の届出について

年金種別が変わるときは届出が必要です。早めに届出をしましょう。

第1号被保険者(自営業、農林漁業、学生、フリーターの方など)

こんなとき	変更後の種別	届出先
就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

第2号被保険者(会社員や公務員の方)

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職したとき	第1号被保険者	お住まいの市区町村窓口
退職して、第2号被保険者である夫(妻)の扶養に入ったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

第3号被保険者(第2号被保険者である夫(妻)に扶養されている方)

こんなとき	変更後の種別	届出先
収入が増えるなどして、扶養からはずれたとき	第1号被保険者	お住まいの市区町村窓口
扶養している夫(妻)が65歳になったとき		
就職して、厚生年金や共済組合に加入したとき	第2号被保険者	勤務先
扶養している夫(妻)の加入する年金制度が変わったとき	第3号被保険者	夫(妻)の勤務先

問 町民課 保険年金班 ☎767-2340